

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長泉町は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県駿東郡長泉町長

公表日

令和7年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務	
②事務の概要	<p>後期高齢者医療制度では、各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。基本的な役割分担は、 後期高齢者医療広域連合：被保険者の資格管理や資格確認書の交付、保険料の決定、医療の給付 市町村：各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収 であり、当町における事務内容は以下のとおりである。</p> <p>①被保険者の資格管理</p> <ul style="list-style-type: none">・保険者が75歳以上の者の被保険者認定を実施するにあたり、保険者に住基情報を提供する。・保険者が65歳以上75歳未満で厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある者の被保険者認定を実施するにあたり、保険者に住基情報を提供する。・保険者が生活保護等による被保険者の適用除外認定を実施するにあたり、保険者に適用除外情報を提供する。・保険者が資格認定(取得・喪失の確認)を実施するにあたり、資格取得届・喪失届等の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。・保険者が資格確認書交付を実施するにあたり、保険者に住基情報を提供する。・保険者が資格確認書の更新等を実施するにあたり、必要に応じて被保険者証の随時交付を行う。・資格確認書の回収を行う。・保険者が資格確認書(特別療養)の交付を実施するにあたり、保険者に滞納情報を提供する。・保険者が資格確認書(特別療養)の交付を実施するにあたり、必要に応じて資格確認書(特別療養)の随時交付を行う。・保険者が住所地特例者を管理するにあたり、保険者に住基情報、住登外登録情報を提供する。 <p>②保険料の管理</p> <ul style="list-style-type: none">・保険者が保険料率、賦課等を決定するにあたり、保険者に税情報を提供する。・普通徴収に関して、保険料納期決定を行う。・保険者が減免、徴収猶予決定を実施するにあたり、減免申請・徴収猶予申請の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。・保険料徴収に関する業務(年金からの特別徴収、保険料収納、納入通知の送付、督促状の送付、滞納処分、延滞金の徴収など)を行う。・保険者に対して、保険料減額分の繰入金、保険料等の徴収金の納付を行う。・後期高齢者医療の還付に対する公金受取口座情報の確認を行う。 <p>③医療費の給付管理</p> <ul style="list-style-type: none">・保険者が一部負担金の割合の減免決定を実施するために、減免申請の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。	
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納消込システム、滞納整理システム、統合宛名システム、中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
後期高齢者医療関係情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項、別表85の項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第46条</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律 第50条、第54条第1項、第54条第3項、第54条第4項、第54条第5項、第54条第6項、第55条、第58条第1項、第67条第1項、第69条第1項、第74条、第77条第1項、第84条、第85条、第86条、第104条第1項、第104条第2項、第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第111条、第138条第1項、第142条第1項</p>	

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢>
		1) 実施する
		2) 実施しない
		3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表85の項	
	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民福祉部門福祉保険課
②所属長の役職名	福祉保険課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町福祉保険課保険年金チーム 055-989-5513 hoken@town.nagaizumi.lg.jp
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町福祉保険課保険年金チーム 055-989-5513 hoken@town.nagaizumi.lg.jp
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を順守している。また特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請書からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
-------	---	---	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[] 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存することを徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長	秋山 勉	削除	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	新設	福祉保険課長	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目1. 対象人数－いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数－いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	新設	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用－目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か。	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用－権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か。	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続－目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続一不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 8. 監査	新設	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	新設	十分である	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町企画財政課企画調整チーム 055-989-5504 kikaku@nagaizumi.org	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町福祉保険課保険年金チーム 055-989-5513 hoken@town.nagaizumi.lg.jp	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 8特定個人情報ファイル取扱いに関する問合せ	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町企画財政課企画調整チーム 055-989-5504 kikaku@nagaizumi.org	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町福祉保険課保険年金チーム 055-989-5513 hoken@town.nagaizumi.lg.jp	事後	
令和6年9月25日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	②保険料の管理 ・保険者が保険料率、賦課等を決定するにあたり、保険者に税情報を提供する。 ・普通徴収に関して、保険料納期決定を行う。 ・保険者が減免、徴収猶予決定を実施するにあたり、減免申請・徴収猶予申請の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。 ・保険料徴収に関する業務(年金からの特別徴収、保険料収納、納入通知の送付、督促状の送付、滞納処分、延滞金の徴収など)を行う。 ・保険者に対して、保険料減額分の繰入金、保険料等の徴収金の納付を行う。	②保険料の管理 ・保険者が保険料率、賦課等を決定するにあたり、保険者に税情報を提供する。 ・普通徴収に関して、保険料納期決定を行う。 ・保険者が減免、徴収猶予決定を実施するにあたり、減免申請・徴収猶予申請の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。 ・保険料徴収に関する業務(年金からの特別徴収、保険料収納、納入通知の送付、督促状の送付、滞納処分、延滞金の徴収など)を行う。 ・保険者に対して、保険料減額分の繰入金、保険料等の徴収金の納付を行う。 ・後期高齢者医療の還付に対する公金受取口座情報の確認を行う。	事前	
令和6年9月25日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	(1)後期高齢者医療システム(市町村) (2)収納管理システム (3)滞納管理システム	(1)後期高齢者医療システム(市町村) (2)収納管理システム (3)滞納管理システム (4)統合宛名システム (5)中間サーバ	事前	
令和6年9月25日	I 関連情報 4情報連携ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	I 関連情報 4情報連携ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	新設	番号法 第19条第8号別表 <別表における情報照会の根拠> 項番85 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事前	
令和6年9月25日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和6年9月1日時点	事前	
令和6年9月25日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和6年9月1日時点	事前	
令和6年10月1日	IVリスク対策 8人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事前	新様式への移行に伴うもの
令和6年10月1日	IVリスク対策 8判断の根拠	新設	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を順守している。また特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請書からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	事前	新様式への移行に伴うもの
令和6年10月1日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	新設	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	新様式への移行に伴うもの
令和6年10月1日	IVリスク対策 11当該対策は十分か【再掲】	新設	十分である	事前	新様式への移行に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	IVリスク対策 11判断の根拠	新設	<p>特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。を徹底する運用としている。 <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事前	新様式への移行に伴うもの
令和6年10月1日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項、別表第一項番59</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律 第50条第2号、第54条第1項、第54条第3項、第54条第4項、第54条第5項、第54条第6項、第54条第9項、第54条第11項、第58条第1項、第67条第1項、第69条第1項、第74条第2項、第77条第1項、第84条、第85条、第86条第1項、第86条第1項、第104条第1項、第104条第2項、第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第111条、第138条第1項、第141条第1項</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項、別表第一項番59 第19条第8号別表、項番85</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律 第50条第2号、第54条第1項、第54条第3項、第54条第4項、第54条第5項、第54条第6項、第54条第9項、第54条第11項、第58条第1項、第67条第1項、第69条第1項、第74条第2項、第77条第1項、第84条、第85条、第86条第1項、第86条第1項、第104条第1項、第104条第2項、第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第111条、第138条第1項、第141条第1項</p>	事前	
令和7年12月26日				事後	R6.10新様式への移行及び情報システムの標準化・共通化に伴う評価再実施